

産炭地域振興・GX推進・エネルギー調査特別委員会、総務委員会 連合審査会 開催状況

開催年月日 令和7年11月21日（金）
 質問者 民主・道民連合 高橋 亨 委員
 答弁者 経済部長、原子力安全対策担当局長
 資源エネルギー局長、
 新エネルギー担当局長

質問要旨	答弁要旨
<p>(高橋委員)</p> <p>今までただ聞くだけでしたけれども、今度はお話ができるということで待ちかねておりました。昨日、国の三つの機関から、それぞれお話をお聞きをいたしました。</p> <p>まず、エネ庁からのお話、これは非常に電力が必要なのだというお話です。エネ庁の方に私が聞きました。「省エネルギーはどうなっている、どういう印象持っている」と。省エネルギーの取組は非常に北海道は進んでいると、こういう評価をしている。再生可能エネルギーは、全国で一番のポテンシャル持っている。これからも再生可能エネルギーをやって欲しい。そして、エネルギー基地として、本州のほうにもどんどん送ってほしいというお話をしていました。</p> <p>そして、その中では、一方で半導体やデータセンターも違うエネルギーを使うということもわかつっていました。それでも、それでも、原発やらせてくださいということを、言葉の端々に言っているということが、昨日明らかになりました。</p> <p>次に、規制委員会です。規制委員会は、北電との関係でいて新知見のやつは、北電が評価して私達にくれなかつたから、私たちは評価しなかつたということを明らかにいたしました。そして、泊スペシャル。これも認めてくださいました。</p> <p>内閣府、規制委員会のやつはこれはもう出来出来という感じですね。</p> <p>内閣府、これは防災計画のことについて基本的にお聞きをしましたけれども、これについては皆さんも聞いたと思いますけれども、しっかりした防災計画になっているかといえば、これは国の原子力防災会議が決めるのだというふうに言っています。要は皆さんたちが決めるのではないの、国が決めるのだというふうに言っています。バスはどうする、そんなものは実働組織が来るからいいのだと。そういうことでございます。したがって結局北海道の事は、皆さんを中心になって考えていかなければ駄目だということなのです。国の皆さん官僚として自分たちの立場だけははっきりさせていたという印象を私は受けたわけでございます。</p> <p>したがって、先ほど言いましたけど、道は道として、道民の健康と命と福祉を守っていく立場で、このことについて考えていかなければならないというふうに思っています。</p>	

一 再エネについて

(高橋委員)

それで、道が施設を有する水力発電の今後の展開、それから、道内の様々な水力利用についての見解をお聞きしたいというふうに思います。

また、道は、原発を過渡的エネルギーと位置づけて、この間、省エネ・再エネに取り組んでまいりました。既に現在は原発に頼らない、そんな道内の電力状況でございます。後は、CO₂のゼロエミッションに向けた、火力発電の減少への道筋をどう描いていくかということですけれども、道の見解をお聞きします。

(新エネルギー担当局長)

水力発電などについてであります、水力発電は、天候に左右されない安定電源として、長期的に活用することが可能であり、急な電力需要の変動等に対応できる特徴があるなど、純国産エネルギーとして重要な役割を果たしているものと認識しております。

道では、企業局所管のダムにおいて、水力発電事業を実施しているほか、既設の道管理ダムにおいて民間ノウハウを活用し、水力発電設備の設置に向け、取組を進めております。

また、道内市町村では、遠軽町や新得町などにおいて、本年度、国の補助制度を活用し、事業実施に向けた導入可能性調査を実施しているほか、道においても、市町村等における、水力発電を含め、地域資源を活用した新エネの導入などの取組に対し、支援を行っており、具体的な導入事例を横展開するなどし、他の地域への波及効果が期待されるところであります。

今後とも、こうした取組を通じ、水力発電を含め、再エネの導入促進に取り組んでまいります。なお、道としては、ゼロカーボン北海道の実現に向け、全国随一のポテンシャルを活かし、地域との共生を確保しながら、再生可能エネルギーの導入を促進している一方で、天候や風況による出力変動を補うため、火力発電などの調整力、供給力が必要になると認識しております。

こうした中、北電グループでは、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、水素・アンモニアの燃焼や、二酸化炭素の回収、利用、貯留技術の活用により、火力発電の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すこととしていると承知しております。

いずれにしましても、暮らしと経済の基盤である電力は、安全性の確保を大前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、柔軟に対応できるよう、多様な構成とすることが重要であります。

一一再 再エネについて

(高橋委員)

今後もですね、エネルギー、これは脱炭素ということが、当然、求められているわけでございます。

今、天然ガス、北電が変えようとしている火力発電、天然ガスを燃料としようとしていますけども、結局、CO₂を出すのは、量が多いか少ないか程度の話。努力としては認めるというふうに思いますけれども、排出することには変わりありません。

一方の原発は、避難が、必ずリスクとして伴ってくるということになってくるわけです。したがって、避難の必要も無くリスクもない、安全なエネルギーの推進、これが必要だと思いますけれども、その見解をお聞きします。

(新エネルギー担当局長)

新エネルギーの導入促進についてであります、道では、ゼロカーボン北海道の実現に向け、新エネの最大限の活用などをを目指し、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画」に基づく、各般の取組を進めております。

道としては、本計画を着実に推進するため、引き続き、地域の多様な資源を活用したエネルギーの地産地消の取組などを推進するとともに、本年度が中間年となる本計画について、点検を行い、今後、その結果を踏まえ、計画の後半期における取組の方向性を整理するなどし、本道の豊富なポテンシャルの最大限の活用を図り、水力発電を含め、環境への負荷が少ない新エネの導入促進などに取り組んでまいります。

質問要旨	答弁要旨
<p>二 エネルギーの供給量について</p> <p>(高橋委員)</p> <p>先ほど言いましたけども、半導体やデータセンターは、別のエネルギーを使うというふうに言っているわけです。</p> <p>しかし、これから作業によってこの電力が増えていく、そのため、道民がリスクを負う可能性が生じることは理解が得られないということでございます。国内の電力確保は大きく政府がその責任を負うということになりますけども、広域行政を担う道が道民の生活と福祉に責任を負うのは論を待たないところでございます。当然生活に欠くことのできない、電源供給についても、道の関わりは重いものになります。今後の電力供給について道のグランドデザインをお聞きます。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>電源構成についてでございますが、暮らしと経済の基盤である電力は、安全性の確保を大前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、社会経済の変化にも柔軟に対応できるよう、様々な電源の特性が活かされた多様な構成とすることが重要でございます。</p> <p>こうした考えのもと、道では、本道の再エネポテンシャルを最大限に活かし、その導入拡大に取り組みますとともに、再エネが主要なエネルギー源の一つとなるよう、導入目標を定め、各般の施策を推進しているところでございます。</p> <p>また、国のエネルギー基本計画におきましては、全国規模での広域連系系統の形成を進め、電力の安定供給に必要となる電源は、電力の広域的な運用と市場を通じて、地域を超えて効率的に確保していくこととしております。</p> <p>こうした観点から、道といたしましては、電源構成につきましては、国際的な温室効果ガス削減の取組動向や、海外からの安定的な資源の確保なども踏まえ、国全体で適切に設定されるべきものと認識しております。</p>
<p>二一再 エネルギーの供給量について</p> <p>(高橋委員)</p> <p>多様なエネルギーということでございます。先ほど部長からお話をあったように、再エネが主要なエネルギー源となるように、北海道は努力していくのだと。そのことはですね非常にいいことだと私は思っております。</p> <p>政府はですね、原発を2割程度と見込んでおります。道がその構成に追随するということになれば、原発稼働のほうに、舵を切ったということになるわけでございますが、それでよいのか確認したいと思います。</p>	<p>(経済部長)</p> <p>電源構成に関してでございますが、国では、第7次エネルギー基本計画で示されている2040年度におけるエネルギー需給の見通しにおきまして、全国の発電電力量に占める原子力の割合を2割程度としておりますが、将来必要となる原子力発電の容量や基数等は、立地地域や事業者とコミュニケーションを重ね、原子力をめぐる状況の進展を踏まえながら検討していくとの考えが示されておりまして、現時点で個別具体的の発電所が想定されているものではないと理解しております。</p> <p>道としては、原発の安全性や必要性については、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。その上で、泊発電所3号機の再稼働については、道議会や関係自治体、道民の皆様の声などを踏まえ、総合的に判断して参ります。</p>

三 安全について

(高橋委員)

今、部長からお話がありましたけれども先ほど松久保事務局長からもお話がありました。今後ですね原発、国が言つてるようにするとかなりの数の原発を再稼働しなきや駄目だつていう話です。今、お話あつたようにですね、こここの原発を想定してあるんではないつてことですから、したがつて、泊原発も国のエネルギー基本計画に想定されているとは今の段階ではないということだというふうに思います。

さて、安全についてお聞きをしていきたいというふうに思います。視察を行つてきました。お話がありました伊方原発ですけども。知事自身がですね、原発の専門家や各界からなる専門部会を設置してきたという経過があります。

また、愛媛県知事はですね、四国電力に対して独自の追加安全対策 8 項目を要請しました。さらに政府に対しても同じく 8 項目の要請をして、確認をしてきたところであります。

道はこの間、政府や北電についてどのようなことを要請してきたのかお聞きします。

(原子力安全対策担当局長)

泊発電所の安全対策についてであります、原子力規制委員会では、安全の追求に終わりはないとの認識のもと、継続的な安全性向上を図ることは、福島第一原子力発電所事故の最も大きな教訓の一つであり、そのためには、原子力事業者と規制機関等が、リスクは決してゼロにはならないとの考えに基づき、残されたリスクを低減するため、不断の努力を続けることが必要であるとしております。

道としても、事業者において、基準への適合はもとより、様々なリスクを想定し、常に規制以上の安全レベルの達成に向け取り組むことが重要と考えてお、平成 28 年には、周辺自治体や道民への丁寧な説明、審査への真摯な対応、さらなる安全対策、原子力防災対策への協力などについて、知事から北電の社長に対し申し入れを行い、加えて、本年 8 月の設置変更許可の報告の際にも、安全対策の推進について改めて求めたところでございます。

また、議会要請の際に、知事から資源エネルギー庁長官に対して、安全対策の徹底として、規制責任を担う国において、審査、監視体制の拡充や強化を図ることや、設計及び工事計画認可等の審査について、引き続き厳格に行うこと。

さらに、原子力防災対策の充実強化として、自然災害の経験や最新の知見等を踏まえた、原子力災害対策指針の継続的な

質問要旨	答弁要旨
<p>三一再 安全について</p> <p>(高橋委員)</p> <p>答弁にありました、避難などの防護措置、これについては、何ら具体的には決まっていないということでありますし、これも口頭でやりとりしたということになります。</p> <p>知事が口頭でやりとりしたということを 28 年ですから、知事でないこともありますけども、口頭でのやりとりの不安さはですね、今の鈴木知事十分わかってるはずですね。</p> <p>なぜかというと、彼が夕張時代に、口頭でマウントレスイを売却してしまった。その後に香港の業者が、それを買おうと受けたということです。何の契約もなかったから当時勤めてる方々も全部解雇されてしまった。</p> <p>そして安いお金で売って、そして高いお金で売却されてしまったと。こういうことがあったわけでございますから、きっと、契約書で取り交わさなければならぬというふうに思つてございます。</p> <p>まさか、同じ轍を踏まないというふうに思つてけれども、具体的にどのようなことを北電や政府に求め、どのように確認されたのかお聞きします。</p>	<p>な改定や、複合災害時においても、住民避難等の防護措置を確実に行つたための避難道路や放射線防護施設の整備など、関係自治体の実情に応じた国支援を求めるところでございます。</p> <p>(原子力安全対策担当局長)</p> <p>泊発電所の安全対策についてであります、平成 28 年に知事から北電社長に対し、事業者の責務として、道民、特に後志管内原子力防災対策に協力をいただいている地域の方々への安全対策などの情報提供を丁寧に行うこと、規制による適合性審査に、今後とも真摯に対応すること、社員教育や訓練の一層の充実はもとより、規制基準を上回る安全対策を行うなど、万全を期すこと、万が一の事態に避難を受け入れる自治体への対応も含め、事業者としても協力することについて申し入れを行い、加えまして、本年 8 月の設置変更許可の報告の際にも、規制による設計及び工事計画認可などの審査が継続するので、引き続き審査に真摯に対応すること、地元を初め、道民の皆様への丁寧な説明など、しっかりと対応すること、ブルサーマル計画について、地域への説明から相当の期間が経過をしていることから、改めて丁寧に地域への説明を行うなど、慎重に対応することについて、知事から北電の社長に対し申し入れを行い、いずれも社長からしっかりと対応していく旨の回答があつたところでございます。</p> <p>北電では、平成 28 年に泊発電所の安全対策等に関する地域説明会を、後志管内 20 市町村及び札幌市で行つとともに、要支援者の避難のための福祉車両の確保など、原子力防災における協力や、さらなる安全対策に向けた、泊発電所安全性向上計画の継続的な見直しなどの取り組みを行つたところであります、今年度においても、後志管内 20 市町村の他、北電社所在地等を含め、29 市町村で延べ 30 回の説明会を開催したところでございます。</p> <p>また本年 8 月の理解要請の際に、知事から資源エネルギー庁長官に対して、規制責任を担う国において、審査監視体制の拡充や強化を図るとともに、審査結果については、規制委</p>

三一再 安全について

(高橋委員)

答弁にありました、避難などの防護措置、これについて何ら具体的には決まっていないということありますし、これも口頭でやりとりしたということになります。

知事が口頭でやりとりしたということを28年ですから、知事でないこともありますけども、口頭でのやりとりの不安さはですね、今の鈴木知事十分わかってるはずですね。

なぜかというと、彼が夕張時代に、口頭でマウントレースイを売却してしまった。そのあとに香港の業者が、それを買おうと受けたということです。何の契約もなかったから当時勤めてる方々も全部解雇されてしまった。

そして安いお金で売って、そして高いお金で売却されました。こういうことがあったわけでございますから、きちんと、契約書で取り交わさなければならないというふうに思うわけでございます。

まさか、同じ轍を踏まないというふうに思いますけれども、具体的にどのようなことを北電や政府に求め、どのように確認されたのかお聞きします。

(原子力安全対策担当局長)

泊発電所の安全対策についてであります。平成28年に知事から北電社長に対し、事業者の責務として、道民、特に後志管内原子力防災対策に協力をいただいている地域の方々への安全対策などの情報提供を丁寧に行うこと、規制による適合性審査に、今後とも真摯に対応すること、社員教育や訓練の一層の充実はもとより、規制基準を上回る安全対策を行うなど、万全を期すこと、万が一の事態に避難を受け入れる自治体への対応も含め、事業者としても協力することについて申し入れを行い、加えまして、本年8月の設置変更許可の報告の際にも、規制による設計及び工事計画認可などの審査が継続するので、引き続き審査に真摯に対応すること、地元を初め、道民の皆様への丁寧な説明など、しっかりと対応すること、プレサーマル計画について、地域への説明から相当の期間が経過をしていることから、改めて丁寧に地域への説明を行うなど、慎重に対応することなどについて、知事から北電の社長に対し申し入れを行い、いずれも社長からしっかりと対応していく旨の回答があったところでございます。

北電では、平成28年に泊発電所の安全対策等に関する地域説明会を、後志管内20市町村及び札幌市で行うとともに、要支援者の避難のための福祉車両の確保など、原子力防災における協力や、さらなる安全対策に向けた、泊発電所安全性向上計画の継続的な見直しなどの取り組みを行ってきたところであります。今年度においても、後志管内20市町村の他、北電社所在地等を含め、29市町村で延べ30回の説明会を開催したところでございます。

また本年8月の理解要請の際に、知事から資源エネルギー庁長官に対して、規制責任を担う国において、審査監視体制の拡充や強化を図るとともに、審査結果については、規制委員会からの丁寧な説明など、幅広い理解の促進に努めること、設計及び工事計画認可や保安規定変更認可の審査について、引き続き厳格に行うこと、原子力災害対策指針を継続的に改定していくとともに、避難道路や放射線防護施設の整備など、関係自治体の実情に応じて、国が責任を持って支援を行うこと、事業所外運搬の安全性について、地元の皆様の安全安心のため、国で確認することなどを求め、資源エネルギー庁長官からしっかりと対応を進めて参りたいと回答があったところでございます。

【指摘】

(高橋委員)

そういうように具体的にこうやりとりがあったということを、なぜこれをですね、きちんと、確認書だとかっていうことで、文書で残しておかないとんですか

三一再々 安全について

(高橋委員)

それからですね、再稼働した場合 P A Z 圏内の住民、U P Z 圏内の住民は放射線の被曝量の違いはあっても、被ばくというリスクを負うことになります。

さらに福島原発事故では、帰宅困難な方は今でも数万人に及んで、その方々の人生をすべて狂わせてしまったということになってしまっています。

再稼働に対し知事はどのように判断されるかは明らかではありませんけれども、仮に同意するということになれば、事故があった場合に住民にリスクを負わせることになります。

それらのリスクも含めて、道民に明らかにして、そして責任は、同意した知事が負うということも含め、リスクについても住民に明らかにすべきだというふうに思います。

昨日もお話しましたけども、すべてのリスクはそのリスクを受ける人の同意を得た場合のみ課すことができるという、同意の原則があるわけあります。

それを念頭にご答弁をお願いします。

(原子力安全対策担当局長)

泊発電所の安全対策についてであります、新規制基準は、福島第一原発事故の教訓等、最新の知見を反映し、自然災害への対策を強化するとともに、重大事故が発生した場合に備える対策を求めております。

規制委では、新規制基準の適合性審査の中で、重大事故に對処するための対策の有効性については、セシウム 137 の放出量が、福島第一原発事故の 100 分の 1 の 100 分の 1 に相当する。

100 T ベクレルを下回っていることを確認しており、その有効性を確認された原子炉については、福島第一原発事故のような放射性物質の大量放出を招く恐れは極めて低い、低く抑えられるとしております。

一方で、規制委は新規制基準に基づく適合性審査は、原子力施設の設置や運転等の可否を判断するものであり、これを満たすことによって、絶対的な安全性が確保できるわけではなく、原発の安全には終わりはないとの認識のもと、常により高い安全レベルを目指し続けていく必要があるとしております。

このことは、福島第一原発事故の教訓である、いわゆる安全神話に陥ることのないよう、リスクは決してゼロにはならないとの認識のもと、残されたリスクを低減させる活動を、規制当局と事業者の双方が取り組むことが重要であるとの考えでもあるというところでございます。

加えて、規制委では、I A E A の第 5 の防護レベルにおいて求められる措置は、地方公共団体等が定める避難計画等により担保されるとしておりますことから、道としては、原子力災害時において、

計画等に基づいた住民の皆様への防護措置が確実に行えるよう、関係自治体や防災関係機関との緊密な連携のもと、実践的な防災訓練や防災知識の普及啓発を継続的に実施するなど、防災対策の一層の充実を図りながら、道民の皆様の安全安心の確保に取り組んで参ります。

なお、道といたしましては泊発電所 3 号機の再稼働につきましては、説明会など、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の声や、道議会関係自治体のご意見なども踏まえ、総合的に判断して参ります。

三一再々々 安全について

(高橋委員)

知事は、すべての責任は事業者である北電と認可した政府にあると常々お答えになっていますが、政治家として、北海道統治者として、道民にリスクを負わせるならば、なおのこと、そのことを明確にしていくという責任を担っています。

リスクとは、被ばくをするということです。さらに、避難を強いなければならない。健康被害もある。1 次産業への影響もある。観光などの風評被害など、北海道の価値を失うことにもなっていく。こういうのがすべてリスクなわけですよ。

つまり、知事が道民とリスクを共有していくということが大事なのです。その同意がなければ、道民はどう判断していくかわからないわけです。で、道民の皆さんに説明するときも、もし、こういう事故があれば、こういうことがあるのですよって知事自らがそのリスクをお話をして、道民とそのリスクを共有していくって、その中でどう判断するかということなのですよ。それをしないで、これはもう住民の説明が終わったからなんていう話じゃ全くならないというふうに思うわけですね。そのことをこれからはできるというふうに思うのですよ。

(資源エネルギー局長)

原発の再稼働に関する地元同意についてでございますが、原発の再稼働に関する地元自治体の同意につきましては、国のエネルギー基本計画において、原発の再稼働を進める際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう取り組むとした方針に基づき、原発の再稼働を進めていくことについて、経済産業大臣から立地自治体に対して、政府方針の説明、いわゆる理解要請が行われるものであり、法令上で定められた要件ではございません。

道といたしましては、原発の安全性や必要性については、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えており、その上で、泊発電所 3 号機の再稼働につきましては、道議会や関係自治体、道民の皆様の声などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

質問要旨

答弁要旨

知事には是非、そのことを伝えていただきたいというふうに思いますし、これ、この間もずっと議論して参りましたけれども、知事に様々な情報を入れるのは皆さん達です。したがって知事がどういうふうに判断するかについても、皆さんたちも同じような責任を負うということになるわけです。そのことを認識しているかどうかお聞きします。

【指摘】

（高橋委員）

非常に官僚的な答弁ですね。まさしく官僚そのものだ。法令で定められた要件ではないと。知事の同意だって法令で定められていないのだよ。そのあなた達、皆、わかっているでしよう。

なぜ、この法令に定めた要件じゃないなんていうふうだから、あんた官僚だっていわれるのだよ。道民のことをまず第一に考えなければならないのは、あなたたちの責務ではないのですか。全くそこから逸脱をしているというふうに私は受けております。

四 避難計画について

（高橋委員）

避難計画についてお聞きしますけれども、北電は2年後ですね、27年の早い時期に再稼働を行いたいとしています。

菅元首相は、国会でしっかりとした避難計画がなければ原発は稼働させないと答弁しました。菅さんはですね今現在の総理大臣じゃないですけれども、元総理が言った言葉って非常に重いというふうに思うわけです。

それまでですね道民リスクを与えないしっかりとした避難計画ができていなければなりません。それは道の責務だというふうに思います。

内閣府は、そのこと自体、道に丸投げをしているんですね、昨日聞いたとおりで、道はしっかりとした、避難計画の実現について十分に対応できるのか、お聞きします。

四一再 避難計画について

（高橋委員）

昨日ですね、これ内閣府全部皆さんに丸投げですよ。

自分のことは地元で考えてくれと、地元で考えられなかつたら実働部隊出すだけの話だと、こういうことですよね。

寒くなって冬に屋内避難していて、じゃあ暖房どうするんだって話したら、一酸化炭素中毒か、それとも被ばくかどちらか選べて、そういうような感じの答弁ではなかったですかね、昨日は。冗談じゃないですよ。とんでもない。

これからですね、想定外がどのように起こり得るか難しい問題ですけれども、相当厳格に突き詰めた内容に応え得る避難計画が必要ではないかと思いますけども、お聞きします。

（原子力安全対策担当局長）

防災計画についてでありますが、原子力発電所から概ね30km圏、いわゆるUPZ内の自治体では、国の関係法令や原子力災害対策指針に基づき、避難計画を含めた原子力防災計画を策定することとされておりまして、国会での総理の答弁は、こうした責務を踏まえて発言されたものであり、道としても同様に理解しているところでございます。

国においては、同や関係町村の計画を一体化した沿地域の緊急事態を取りまとめ、沿地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針に照らして、具体的かつ合理的であることを確認し、内閣総理大臣が議長を務める原子力防災会議において了承したところであり、本年7月には、原子力防災体制の強化や、道地域防災計画の修正等を踏まえ、改訂しております。

道といたしましては、原子力災害時において、住民の皆様への防護措置が確実に行えるよう、関係自治体や防災関係機関と緊密に連携協力し、防災知識の普及啓発を行うとともに、実践的な訓練を積み重ね、その検証結果や、様々な災害から得られた教訓を学びながら、防災計画の実効性の向上に不断に取り組んで参ります。

（原子力安全対策担当局長）

防災計画についてでありますが、道では、昨年の能登半島地震により明らかとなった課題を踏まえ、関係町村や有識者・専門委員の方々などと意見交換を行いながら、防災計画を修正し、避難経路が寸断した場合や、放射線防護施設が損傷した場合の対応手順の具体化を図ったところであります、国においても、こうした道や関係町村の防災計画や避難計画の改正を踏まえ、本年7月に沿地域の緊急事態を改定したところでございます。

道といたしましては、住民の皆様への防護措置を確実に行うことができるよう、引き続き、災害から得られた教訓や複合災害など、多様な事態を想定した防災訓練の検証結果等を道の防災計画に反映するとともに、同計画の内容が、関係町村の防災計画や避難計画に適切に反映されるよう、必要な助言を行うなど、支援に努めながら、様々な事態においても、より実効性のある計画となるよう、充実強化に取り組んで参ります。

五 道民の意見聴取について

(高橋委員)

今、ご答弁ありましたけど、道の責務が重いということなのです。

それに、応える、応え得る、避難計画作っていかなきやならない。その努力はですね、これからも惜しみなくやっていただきたいというふうに思います。

知事はこの間、泊原発の再稼働について、政府と北電が責任を持って丁寧に説明すべきと発言しました。

一方、様々な課題については他県の状況を勘案するということも話されていました。

新潟県の花角知事は、福島原発事故の独自検証、これを行っています。事故が起きた場合の被ばくのシミュレーションを行いました。U P Z 圏内の首長との意見交換も行い、県民意識調査も行ってまいりました。道は、道とエネ庁主催の説明会を開催しただけでした。その場合もエネ庁と北電が前面に出たものでした。

出席者の理解を得たとはとても思えず、道民の声を聞いたアリバイにもなりえないというふうに思います。

道は、道民意識調査も行わず、道民の意見を聞いたと判断するのかお聞きします。

五一再 道民の意見聴取について

(高橋委員)

再稼働の是非の判断については、総合的に判断するというふうに言っておりますけれども、福島原発事故の独自検証もしないで、そして、被ばくのシミュレーションも否定をして、住民がリスクを負うことも説明せず、知事自らU P Z 圏内の首長の意見も聞かずに、事務方任せということになるわけですね、今そういう状況です。

道民意識調査も行わないまま、事務方はやることだけはやったということで判断したようでございますけれども、それらを明らかにせずに、どうして総合的な判断ができるのかお聞きしたいと思います。

(資源エネルギー局長)

道民の皆様の意見把握についてでございますが、道では、原発については、様々なご意見があると承知しており、泊発電所の再稼働につきましても、経済団体や市民団体の方々などから、これまで様々なご意見やご要望をいただいているところでございます。

また、道ではこれまで、立地自治体である泊村をはじめ、後志管内で住民説明会を開催したほか、泊発電所3号機の再稼働に関する道民の皆様の関心が高いことから、現在、道内6圏域においても説明会を開催しており、参加された道民の皆様から、賛否だけにとどまらない多様なご意見やご質問が寄せられておりますほか、道のホームページに、再稼働に関する専用のご意見投稿フォームを設け、ご意見を受け付けているところでございます。

その上で道いたしましては、道民の代表である道議会や関係自治体、道民の皆様の声などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

(資源エネルギー局長)

泊発電所3号機の再稼働についてでございますが、道では、原発については様々なご意見があると承知しており、泊発電所の再稼働についても、経済団体や市民団体の方々などから、これまで様々なご意見やご要望をいただいているところでございます。

また、道が主催した説明会では、道民の皆様から、賛否だけにとどまらない多様なご意見やご質問を伺っており、こうしたご意見等を含め、説明会の開催結果などについても、知事に報告をしているところでございます。

道いたしましては、原発の安全性や必要性については、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えており、その上で、泊発電所3号機の再稼働については、道民の代表であります道議会や関係自治体、様々な機会を通じて把握した道民の皆様の声などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

【指摘】

(高橋委員)

総合的に判断するっていっても、意識調査をしないでということになるわけでございます。先ほどのご答弁を聞いてみましら、住民説明会の参加人数をお聞きしました。これを北海道500万で割ってみると、0.00008です。1パーセントに満たない。こんな状況で、住民説明会が終わった。説明は尽くされたというふうに思っているのですか。そして、その中でどうやって総合的な判断ができるのですか。

皆さんの考え方、そして住民説明会のやつはですね、知事には伝えているというふうに思いますけれども、知事はそれをどういうふうに受け止めているか。このことさえ、私たちはわからないですね。もっと、もっと、きっちと対応していくべきだというふうに私は思いますよ。

今後、今週、来週ですか、第4回定例会も始まります。そして代表格質問もあります。予算特別委員会もあります。様々な場面で知事の考え方を問うていかなければならぬというふうに思いますよ。

そして、まだまだこの規制委員会の審査、第一段階が終わっただけだというふうに思っています。これがまだあるわけですから、そういうのをすべて終わって総合的な段階で、知事が判断するというのは、まだわかりますけども、まだまだ、じっくりですね、拙速にならずに、判断していただきたいと、このことをお願いいたしまして、そのことを知事に伝えていただきたく、私の質問を終わります。